

PCT NEWSLETTER

<https://www.wipo.int/pct/ja>

2026 年 9 月号 | No.09/2026

PCT ニュースレター日本語訳では、[PCT NEWSLETTER](#) (英語版) の翻訳を提供しています。
PCT アップデート (PCT Information Update) の詳細、PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧につきましては、英語版をご参照ください。また、記載される内容は英語版が優先します。

GII 報告書が世界のトップイノベーション・クラスターを公表

全 PCT 出願の 3 分の 1 が、わずか 5 地域に集中

WIPO (世界知的所有権機関) が公表した新たなランキングによると、世界をリードするイノベーションが活発な地域トップ 100 のうち、約半数が中国と米国に集中していることが明らかになりました。

[GII \(Global Innovation Index\) イノベーション・クラスターランキング](#)は、各国のイノベーションに関する実績を毎年調査しているグローバル・イノベーション・インデックス (GII) の一環として作成されたものです。当報告書では、特許出願、科学論文、ベンチャーキャピタルによる投資データなどの詳細な位置情報分析を用いて、現在イノベーション・クラスターが形成されている地域や都市をピンポイントで特定しています。

今回の結果は、研究者、発明家、投資家が一定の規模で集結する、比較的少数の地理的ネットワーク (クラスター) が世界的に極めて重要な役割を果たしていることを浮き彫りにしています。上位 5 つのクラスターは、「深圳 - 香港 - 広州」(中国と中国香港)、「東京 - 横浜」(日本)、「サンノゼ - サンフランシスコ」(米国)、「北京」(中国)、「ソウル」(韓国) であり、これら上位 5 地域だけで、2026 年の全 PCT 出願の約 3 分の 1 (32.9%) を占めています。

国別で見ると、中国が 25 拠点を最も多くトップイノベーション・クラスターを擁しており、次いで米国が 20 拠点、ドイツ (7 拠点)、インド (4 拠点)、英国 (4 拠点) と続いています。

今月号のその他のトピックス: [WIPO グローバル・アワード受賞企業による知財戦略とは](#) - [PCT アップデート](#) - [SME サポートシリーズ「発明を保護したい国 \(特許出願国\) を決定する方法とは？」](#) - [実務アドバイス](#)
[国際予備審査の請求時期と請求方法について](#)

なお、グローバル・イノベーション・インデックス 2026 の完全版は 9 月 29 日に公表され、来月号の PCT ニュースレターでも特集される予定です。

PCT 出願人の手引の最新機能

AI アシストによる手引の更新内容の要約機能が利用可能に

[PCT 出願人の手引](#) (PCT 制度の利用に関する実用的な情報を段階ごとに収録した完全版) の新機能が、9 月中に提供開始となります。

WIPO は AI 技術を活用し、同手引の最新の更新内容の要約を AI アシストにより提供しています。当機能により、ユーザは、オンライン版手引 (eGuide) の附属書を利用する際、最新の更新内容の要約を確認できるようになります。また、[PCT Guide Updates](#) (登録者を対象に毎週メールを配信) の拡充にも、AI 技術が活用されています。

AI アシストによる要約機能は、英語、フランス語、日本語で利用可能です。今後、他の言語の eGuide 版でも順次提供される予定です。

WIPO グローバル・アワード受賞企業による知財戦略の概要紹介

FLOSFIA 共同創業者が語る、特許・知財から価値を最大化する戦略

WIPO グローバル・アワードを受賞したテクノロジー分野のスタートアップ企業が、PCT 出願を含む知的財産を戦略的に活用し、どのようにグローバルな事業展開を進めているかについて語りました。

[FLOSFIA Inc.](#) の共同創業者であり、取締役会長を務める人羅俊実氏は、WIPO とのインタビューで、同社の取り組みを紹介しています。

2011 年に京都大学のスピンオフとして設立された FLOSFIA は、当初は水のろ過技術に注力していましたが、現在、パワー半導体分野においてシリコンに代わる次世代省エネ素材として、酸化ガリウムの社会実装に向けた検討を進めています。

知的財産 (IP) 保護への積極的な投資は、同社の事業戦略の中核をなしています。これまでに 800 件以上の特許出願実績を持つ同社は、特許権を確保すべき国を決定するための猶予時間と入手可能な情報を最大限に活用すべく、PCT を幅広く利用しています。また、同社は、事業計画の策定ツールとして特許調査を日常的に活用するとともに、PCT 出願の予算をあらかじめ確保し、迅速かつ費用対効果の高い意思決定を担う社内の知財体制を構築しています。



写真: WIPO/Berrod

インタビューの全容や、日本のイノベーターを特集したその他のインタビュー記事は、[WIPO ウェブサイト](#)をご参照ください。

今後の PCT ニュースレターでは、その他の WIPO グローバル・アワード受賞企業の動向についても報告していく予定です。

WIPO Pearl の専門用語を対象とした API が WIPO Business Partner Platform で利用可能に

WIPO Pearl [専門用語データベース](#) 用のアプリケーション・プログラミング・インターフェース (API – Application Programming Interface) が、[WIPO Business Partner Portal](#) (登録手続を簡素化した新しいプラットフォーム) を通じて利用可能になりました。

本 API を通じて、WIPO Pearl が保有する 28 万 5,000 語以上の専門用語にアクセスが可能です。これにより、ユーザは、先行技術調査などの業務支援の目的で、PCT の全 10 公開言語で、29 の専門領域にわたり、検証済みの信頼性の高い、科学・技術・知財関連の法律分野の専門用語を活用できるようになります。

本 API により、外部のソフトウェアから WIPO Pearl へ自動的に接続し、ウェブサイトアクセスすることなく専門用語の検索が可能となります。ただし、WIPO Pearl のウェブサイト上で提供されているすべての機能が利用できるわけではありません。

詳細は、[WIPO ウェブサイト](#)をご確認ください。

ePCT の新バージョンが利用可能に

WIPO は、ePCT (国際特許出願の安全な提出と管理を行うためのオンラインサービス) の新バージョンをリリースしました。

バージョン 4.18 では、出願人・官庁双方の利便性向上のため、以下の改良が行われています。

- アップロードされた特定の文書に対する自動言語チェック機能 (提出前の不備発見が容易に)
- より見やすい形式で配列表を表示可能な新たなオプション
- 受理官庁、国際調査機関、国際予備審査機関向けのワークフローの効率化

詳細は、[ePCT ユーザガイド](#)をご参照ください。

WIPO 標準 ST.3 の新バージョンが公表

WIPO 標準 ST.3 の改定版が 2026 年 8 月 26 日に公表され、同日に発効しました。

WIPO 標準は、知財情報や出願に関する書類の管理・処理に関して世界的に認められた共通の枠組みを提供しています。この枠組みの中で、WIPO 標準 ST.3 は、国家、その他の組織及び政府間機関を表示するための 2 文字コードを定めています。

今回の改定では、英語、フランス語、スペイン語でのナウル (共和国) の国名の変更が反映されているほか、同標準のフランス語とスペイン語訳における不整合点が修正されています。

WIPO 標準 ST.3 の新バージョンは、[オンライン \(PD 形式\)](#) で利用可能です。

特定の PCT 規則と国内法令との不適合の通知の取下げ

メキシコ産業財産機関

PCT 指定官庁としてのメキシコ産業財産機関は、2026 年 4 月 4 日より、当該機関が適用する国内法令と以下の PCT 規則との不適合がなくなった旨を国際事務局に通知しました。

- [PCT 規則 49 の 3.1\(a\) から \(d\)](#) (受理官庁による優先権の回復の効果)
- [PCT 規則 49 の 3.2\(a\) から \(g\)](#) (指定官庁による優先権の回復)

したがって、当該機関が PCT 規則 49 の 3.1(g) と 49 の 3.2(h) に基づき提出していた不適合通知は、同日付をもって取り下げられました。上記規則の適用に関する当該機関の要件についての詳細は、入手可能になり次第公表されます。

(PCT 出願人の手引 国内編、概要 (MX) が更新されました)

PCT アップデート

AU: オーストラリア (官庁が認める物理媒体の種類)

BS: バハマ (受理官庁機能の RO/IB への委任、管轄国際調査機関 (BR, CA, CL, EP)、一般情報、生物材料の寄託)

CO: コロンビア (官庁の問い合わせ先、手数料)

KR: 韓国 (手数料)

2026 年 11 月 1 日より、PCT 手数料表に表示されている、韓国知識財産処 (MOIP) に支払う取扱手数料の韓国ウォンでの換算額が変更になります。

(PCT 出願人の手引 附属書 E (KR) が更新されました)

KZ: カザフスタン (官庁の電話番号とウェブサイトアドレス)

US: 米国 (官庁の所在地と郵便のあて名)

米国特許商標庁 (USPTO) の所在地とあて名が、以下のとおり変更になりました。

所在地:	United States Patent and Trademark Office 600 Dulany Street Alexandria VA 22314 United States of America
------	--

郵便のあて名:	米国郵便公社 (USPS: United States Postal Service) による郵送 Mail Stop PCT Commissioner for Patents
---------	--

P.O. Box 1450
 Alexandria
 VA 22313-1450
 United States of America

その他の配達便による配達
 United States Patent and Trademark Office
 Customer Service Window, Mail Stop PCT
 Knox Building, Room 1D80
 501 Dulany Street
 Alexandria
 VA 22314
 United States of America

(PCT 出願人の手引 附属書 B (US) が更新されました)

国際調査に関連する調査手数料及びその他の手数料 (一部の官庁)

2026 年 10 月 1 日より、以下の官庁が行う国際調査について、以下に記載した通貨で支払う換算額が変更になります。

中国国家知識産権局 (CNIPA) 米国ドル
 国立産業財産機関 (ブラジル) スイスフラン

また、2026 年 11 月 1 日より、以下の官庁が行う国際調査について、以下に記載した通貨で支払う換算額が変更になります。

オーストリア特許庁 韓国ウォン
 ユーラシア特許庁 (EAPO) スイスフラン、ユーロ、米国ドル
 連邦知的財産局 (Rospatent) (ロシア連邦) スイスフラン、ユーロ、米国ドル
 日本国特許庁 (JPO) 韓国ウォン
 シンガポール知的財産庁 韓国ウォン
 韓国知識財産処 (MOIP) スイスフラン、ユーロ、ニュージーランドドル、シンガポールドル、米国ドル

新料金は手数料表 I(b) に表示されています。

(PCT 出願人の手引 附属書 D (AT、BR、CN、EA、KR、JP、RU、SG) が更新されました)

補充調査手数料 (連邦知的財産局 (Rospatent) (ロシア連邦))

2026 年 11 月 1 日より、連邦知的財産局 (Rospatent) (ロシア連邦) が行う補充国際調査について支払う補充調査手数料のスイスフランでの換算額が変更になります。

新料金は手数料表 I(c) に表示されています。

(PCT 出願人の手引 附属書 SISA (RU) が更新されました)

SME サポートシリーズ

PCT SME (Small and Medium-sized Enterprises 中小企業) サポートシリーズ 第 4 回

「発明を保護したい国 (特許出願国) を決定する方法とは？」

Q: 当社のスタートアップは PCT 出願を行い、8 つの潜在的な市場を特定しましたが、予算の都合上、PCT の国内段階又は広域段階に移行できるのはそのうち 3 つか 4 つに限られます。どの国で特許出願をすべきか、どのように決定すればよいのでしょうか？どのような要素を検討すべきか教えてください。

A: PCT は国際的な特許出願制度です。特許を付与するかどうかの決定は、国内段階における各国の国内官庁の決定に委ねられます。最終的にどこで特許保護を得られるかは、選択した特定の国内又は広域の各管轄区域の官庁が、自国の特許法に基づいて特許を付与するかどうかによって決まります。特許の取得には多額の費用がかかる可能性があります。手数料に加え、現地弁理士への法律相談や代理人への費用、場合によっては翻訳費用も必要になるかもしれません。また、特許の更新料や潜在的な訴訟費用など、特許を維持するためのコストも考慮する必要があります。したがって、「国内段階移行」とも呼ばれる、どの国で特許出願するかという判断は、ビジネスにとって極めて重要な決定となります。

PCT を通じて国際出願することで、意思決定の猶予期間を最大限に確保し、選択肢を検討し、製品戦略やマーケティング計画を練り上げるための時間を稼ぐことができます。本記事では、これらの利点を最大限に活用できるよう、意思決定へのアプローチを提案します。これは、企業内弁護士である David Reed 氏が大企業向けに開発した[フレームワーク](#)を参考に、中小企業の経営資源や必要条件に合わせてカスタマイズされたものです。以下の点を解説していきます。

- What どんな要素を検討すべきか
- Who だれが意思決定に関与すべきか
- When いつ決定すべきか
- How どのように選択肢を比較検討すべきか

What? 全体像を捉えることが極めて重要

ビジネス上の戦略的課題を検討する必要があります。将来的に各市場が自社にとってどれだけ重要になってくるのか？ その市場で特許を保有していなければ、競合他社に対してどの程度不利な立場に置かれるのか？

また、各国内や各広域の特許制度がもたらす潜在的なメリットとデメリットも評価する必要があります。例えば、出願や特許の維持にどの程度のコストがかかるのか？書類の翻訳は必要なのか？発明の主題の特許性が問題になる可能性はあるのか？

Who? 最適な関係者とエビデンス（判断材料）を連携させる

あらゆる課題を網羅的に検討するためには、法務、技術、ビジネス、財務に関するすべてのエビデンスを、意思決定者へ同時に提示してください。特許担当者の意見だけで判断してはいけません。企業の規模や組織体制によっては、複数の関係部署を巻き込むことになるでしょう。必要となる多角的な視点について、図 1 及び表 1 に示します。

図1: 特許出願国を決定するために必要な多角的視点

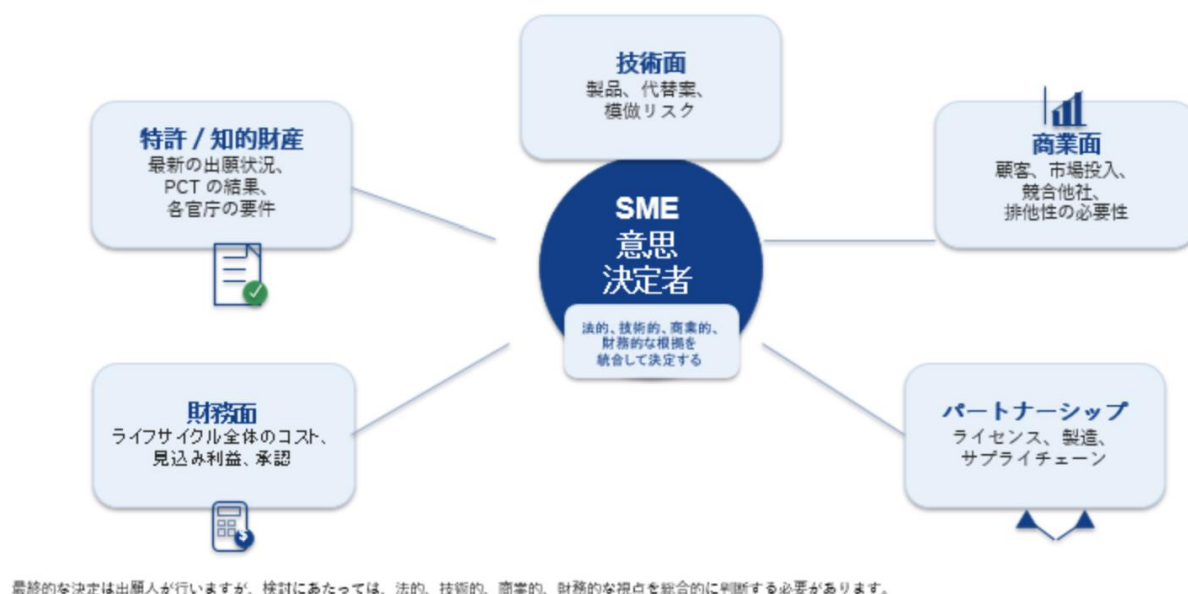


表 1: 特許出願国を決定するために必要な情報

収集すべき情報	情報提供者
最新の出願状況と PCT の結果	特許アドバイザーや知財コーディネーター 現在の特許請求の範囲、国際調査報告、見解書、補正書、各国の国内官庁の要件。 各国・各地域における権利化の容易性や法的権利執行の実効性。
技術的・競争的優位性	発明者や技術責任者（テックリード） 製品化や商業化予定のプロセス、代替技術、競合他社が模倣や回避設計をどれだけ容易に行えるか。
商業的価値（ビジネスケース）	製品・マーケティング・販売責任者 顧客、市場規模と今後の動向、市場投入計画、競合他社、各市場候補が総市場に占める割合。さらに、手数料、翻訳費用、代理人費用などの特許保護にかかるコスト。特

	許審査ハイウェイ (PPH) や、広域の取決め、有効化、拡張、付与後承認などの官庁間のワークシェアリング制度を利用したコスト削減の可能性。
ライセンス・製造・パートナーシップ	関連する事業責任者 製造・サプライチェーンの拠点、ライセンス供与の候補先、クロスライセンスの価値、特許権売却の見通し。
予算と承認	財務責任者と最終意思決定者 利用可能な予算、同じ予算を争う他の発明とのコスト比較、見込み利益 (期待価値)、最終候補国リストの承認。

When? 法定期間に先立ち、検討プロセスを開始し PCT 制度の柔軟性を活用する

PCT 出願の場合、出願で指定した国内又は広域官庁に対して保護を求めるための期間は、通常、優先日から 30 か月又は 31 か月です。ただし、例外も存在するため、出願を検討中の各官庁について、現在適用されている期間と国内段階移行要件を確認してください (これらの要件は [PCT 出願人の手引](#) に記載されています)。検討プロセスのスケジュールを立てる際は、情報の収集や関係部署との協議に十分な時間を確保してください。これにより、法的期間に先立ち、要望に応じて速やかに弁理士へ指示を出せるようになります。例えば、優先日から 26 か月目頃に関連データを更新し、28 か月目頃に稟議案を回覧する、そして、適用される国内段階の期間までに必要な手続を完了させるプロセスが考えられます。図 2 と表 2 は、各段階での作業内容を示しています。

選択した市場における国内段階への移行は、必ずしも同日に行う必要はありません。国内段階への移行期間が国や広域によって異なることに加え、例えば、販売承認を早期に取得したい場合や、[PCT-PPH](#) などの [ワークシェアリング制度](#)・[審査迅速化の選択肢](#)を活用したい場合には、特定の国や広域において、法定期間に先立ち、早期に国内段階へ移行することを検討するとよいでしょう。国内段階へ移行した後は、各官庁で利用可能な出願処理を迅速化するための選択肢を検討することもお勧めします。

図2: いつ国内段階に向けた検討プロセスを開始すべきか？

法定期間に先立ち、検討プロセスを開始してください。

26か月目・28か月目は、実施時期の目安であり、PCTが定める期間ではありません。



表 2: 実施時期の目安と具体的なアクション

実施時期の目安	アクション
26 か月目頃	請求の範囲と出願データを更新する。 PCT の結果、製品・市場情報、最新の費用見積もり、各国内官庁の要件を収集する。
28 か月目頃	技術、商業、ライセンス、財務の各意思決定者に稟議案を回覧する。 エビデンスの不足を解消し、予算を確定する。
適用される各期間の満了前	選択した移行国の承認と手続を完了する。同時に、出願済みの関連特許についても再検証し、これ以上の費用をかける正当性がなくなったものがないかを特定する。

How to decide? すべての選択肢を比較検討する

すべての選択肢を客観的に評価するために、同じ質問を各選択肢に投げかけて体系的に検討する方法があります。表 3 では、検討すべき 4 つの主要な要素を提案しています。数値による採点法を用いることで、より体系的な比較が可能になります。

1. 評価基準を選定 – 大半のケースで共通する中核的な基準と、それ以外の二次的・技術的な検討事項とを区別して整理する。
2. 各基準の重要度を設定 – 例えば、4 = 極めて高い、3 = 高い、2 = 普通、1 = 低い、と設定する。
3. 各選択肢を採点 – 例えば、最新のエビデンスに基づいて、4 = 優、3 = 良、2 = 可、1 = 不可、0 = 不適合又は利用不可、として評価する。
4. 計算方法 – 各基準の重要度にスコアを掛け合わせ、その数値を合計する。
5. 記録と再検証 – エビデンス、前提条件、実施日と意思決定の責任者を記録として保存する。

重要度による比較は、それ自体が自動的に意思決定を行ってくれるわけではありませんが、意思決定を行う関係部署にとって何が重要かを明確にし、すべての選択肢を同じ基準で公平に評価する上で非常に役立ちます。その意味で、具体的な評価基準や重要度をどのように設定するかは、関係部署の重要な役割となります。ただし、表 3 の最初の検討要素である、その発明に対して特定の地域における独占排他権がビジネスに必要なのかどうかについては、検討プロセスの第一ステップとして、独立した問いとして最初に判断するのが合理的かもしれません。なぜなら、特定の地域において独占排他権は不要であると判断したのであれば、その他の要素を比較検討する必要はなくなるからです。

表 3: 検討すべき主要な要素と質問事項

検討要素	意思決定を行う関係部署への質問事項
1. ビジネス・商業上における独占排他権の必要性	・なぜこの地域で独占排他権が必要なのか？販売、製造、ライセンス、特許権の売却、クロスライセンス、又は防衛的なポジションの確立など。 ・顧客、競合他社や他社の製造拠点はどこにあるか？ ・市場は成長しているか？ ・競合他社はどれだけ容易に、かつ低コストで、この発明を模倣したり回避設計したりできるか？それが自社ビジネスにどのような影響を与えるか？
2. 初期費用と長期的なコスト	・出願、翻訳、現地代理人の起用、審査への対応、権利の取得と維持、さらに、必要に応じて、権利行使にどれだけのコストがかかるか？

	・ 同じ予算を争う他の発明と、ライフサイクル全体にかかる総コストを比較する。 ・ 手数料、為替レート、代理人費用などは変動するため、最新の見積書や各国内官庁の最新情報を使用する。
3. 保護の質と権利行使の実効性	・ この技術分野では、どのような保護が利用可能であり、それはどの程度有用だと見込まれるか？ ・ 発明の対象としての適格性、予想される審査期間と審査の品質、仮保護、異議申立てや不服申立ての手続、特許発明の実施要件や利用可能な救済措置を確認する。 ・ 権利行使に要する期間、コストや実効性について、現地弁理士へ確認する。
4. 投資対効果	・ ライセンシングや売却の場合、予想される収益と投資総額を比較する。 ・ 特許が製品販売に直接寄与している場合、製品全体の利益から特許単体の利益のみを正確に特定することは困難。その場合は評価時の前提条件を記録した上で、その特許権が現在の製品・マーケティング戦略において有効に機能しているか、また、継続的な支出に見合う価値があるかを確認する。

参考となる WIPO 資料

WIPO のウェブページ「[国内段階への移行](#)」には、このテーマに関する多くの資料（無料で利用可能）が集約されています。また、ウェブサイトから一覧表「[Time Limits for Entering National/Regional Phase under PCT Chapters I and II](#)」も確認できます。詳細は、PCT 出願人の手引の[国内段階の概要](#)をご参照ください。

重要なポイント

「予算的に何か国への出願が可能か？」という問いから始めるのではなく、「どの地域においてビジネス上、独占排他権が必要不可欠か？」と問うことから始めてください。それぞれの選択肢について、ライフサイクルコスト（総費用）、権利の実効的な有用性や見込まれる投資対効果に照らし合わせて検証します。この意思決定プロセスでは、多角的視点やエビデンスを検討し、意思決定の根拠となる前提条件を記録してください。そして、ビジネスの進展に合わせて、その決定を定期的に再検証することが重要です。

今後の PCT 研修

ディスタンスラーニングコース:「特許協力条約入門」の受講受付中

WIPO アカデミーが提供するディスタンスラーニングコース（遠隔学習）の特許協力条約入門（DL101PCT）では、PCT 制度の概要と基本事項を紹介します。本コースは無料で、PCT 10 公開言語（訳者注: 日本語を含む）での受講が可能です。本コースは自主学習形式で、理解度や進度を測るテストが設けられています。コース全体の所要時間は約 4 時間です。全てのコースを修了すると、コース修了証がダウンロードできます。受講登録は、2026 年 11 月 30 日まで [WIPO Academy website](#) にて受付中です。

実務アドバイス

国際予備審査の請求について

Q: PCT に基づく国際出願を行い、先日、国際調査機関 (ISA) から見解書を受け取りました。残念ながら、国際調査の結果の一部は好ましくないものでした。PCT 第 II 章に基づく国際予備審査の請求をする価値はあるのでしょうか？もしあるのであれば、この手続にはどのような内容が含まれるのか教えてください。

A: 簡単に言えば、国際予備審査とは、国際段階における任意の手続であり、出願人は、国内段階に移行する各国の国内官庁に個別に抗弁を提出する代わりに、ISA の見解書に対して正式に答弁し、国際出願を補正することができます。これを行うには、管轄する国際予備審査機関 (IPEA) に請求書 ([様式 PCT/IPEA/401 \(日本語版記入例\)](#)) を提出し、関連する手数料を支払う必要があります。

国際予備審査は、国際段階において、出願人が ISA と IPEA の審査官とやり取りができる唯一の機会ですが、その期間は限られています。また、国際段階において、出願人が明細書や図面を補正し ([PCT 第 34 条と規則 66](#))、その補正について審査を受け、審査官の指摘に対して反論を提出できる唯一の機会でもあります。また、出願人は、国際予備審査の期間中、請求の範囲を補正してその審査を受けることも可能です。これは、国際調査の期間中に国際公開がされる前に [PCT 第 19 条](#)に基づき提出される、請求の範囲の補正とは異なる点です。

国際予備審査の請求をする権利 ([PCT 規則 54](#))

国際予備審査の請求をする時点で、少なくとも 1 人の出願人が PCT 締約国の居住者又は国民でなければなりません。国際出願日の付与後に、当初の出願人が当該出願の権利を、第 II 章に拘束される PCT 締約国¹ の国民又は居住者ではない出願人に譲渡した場合には、請求する権利を失うことがあります。

国際予備審査の請求後に支払う手数料 ([PCT 規則 57](#) と [58](#))

出願人は、国際予備審査手数料 (選択した管轄 IPEA によって金額が異なる) と、国際事務局への取扱手数料の 200 スイスフランを支払う必要があります。両手数料とも IPEA に支払います。手数料の金額については、[PCT 出願人の手引](#)の附属書 E をご参照ください。手数料は、請求書の提出日から 1 か月以内、又は優先日から 22 か月以内のいずれか遅い方の期間までに支払う必要があります。手数料が支払われるまで審査が開始されないため ([PCT 規則 69.1\(a\)](#))、手数料はできるだけ早くお支払いください。

国際予備審査を請求するメリットとは

前述のとおり、国際出願の明細書や図面を補正したい場合には、国際予備審査を請求する必要があります。また、国際調査機関の見解に同意できない場合も、国際予備審査を請求することで、審査官に考慮してもらうための正式なコメントを提出する機会が得られます。これにより、国際出願の内容から審査官の懸念を取り除き、国際段階において全面的に肯定的な国際予備審査報告を取得できる可能性が高まります。肯定的な報告は、商業的な観点からも有益な情報源となり得ます。国際予備審査がもたらす費用対効果は、国内段階移行する予定の官庁数や、各国の実体特許法の違いを考慮して判断する必要があります。場合によっては、例えば特許対象となる事項に関する各国間の違いを考慮するなど、請求を行

¹ ウルグアイは、[PCT 第 64 条\(1\)\(a\)](#) に基づき第 II 章の規定に拘束されないことを宣言しています。

うよりも、国内段階まで待って、現地の法律や慣行に合わせて補正や反論を調整の方が望ましいこともあるでしょう。

請求時期と請求先

優先日から 22 か月が経過する前であれば国際予備審査を請求することは可能ですが、早期に手続を開始すれば、国際予備審査の手続に充てられる時間が長くなります。したがって、国際調査の結果（通常、優先日から約 16 か月後に到着）を受け取ったら速やかに確認し、請求をするかどうかをできるだけ早く決定してください。時間に余裕があれば、審査官は追加の意見交換の機会を提供してくれる可能性が高くなります。

どの IPEA を利用できるのか、また複数の機関から選択可能なのか、あるいは一つの IPEA に限られるかは、どの受理官庁を利用したかによって決まります。ただし、一部の機関は、自ら国際調査を行った場合に限定して IPEA として対応する場合があります。国際予備審査を請求する前に、希望する機関が、該当する出願の審査を管轄しているかを確認してください。関連情報は、[PCT 出願人の手引](#)の附属書 C と E に記載されています。

請求手続

管轄する IPEA が ePCT 経由で請求を直接受け付けていない場合でも、ePCT を利用して国際事務局 (IB) 経由で請求書を提出することができます。IB は、その請求書を管轄 IPEA に転送します ([PCT 規則 59.3](#))。請求書は、IB がそれを受領した日に提出されたものとみなされますが、手数料の支払期間である 1 か月の期間は、IPEA がその請求書を受領した日から起算されます。

請求書の様式には、IPEA が審査の基礎とするべきものが、当初提出された出願なのか、[PCT 第 19 条](#)に基づく補正、及び/又は [PCT 第 34 条](#)に基づく補正のいずれであるかを明記し、関連する補正書を添付する必要があります。

IPEA は、原則として、ISA の見解書を自らの最初の見解書とみなします ([PCT 規則 66.1 の 2\(a\)](#))。そのため、国際予備審査報告を作成する前に、ISA の見解書に加えて、別途見解書を作成する義務はありません。ただし、報告の作成を開始する前に受領した補正や反論は考慮に入れなければなりません ([PCT 規則 66.4 の 2](#))。IPEA が見解書又は報告を発行する時期に関する実務は様々です。したがって、関連する IPEA に直接確認することをお勧めします。一部の IPEA は、出願人が ISA の見解書に対する実質的な答弁を提出し、その答弁に対し異議を申し立てる必要がある場合には、追加の見解書を発行します。ただし、管轄する IPEA が追加の見解書を発行する意向があるかどうか不明な場合、出願人は、審査官と少なくとも 1 回の対話を確保するために、国際予備審査の請求時に口頭審理を請求すべきです。

また、IPEA は、国際調査報告が作成された日以降に発行された先行技術文献や IPEA が調査のために利用可能となった関連する先行技術文献を発見するための、義務付けられた「トップアップ調査」を行います ([PCT 規則 66.1 の 3](#))。新しく発見された先行技術文献が異議申立てに用いられる場合には、出願人に対し意見を提起する機会が与えられなければなりません。

なお、IPEA は、ISA が調査した請求の範囲のみを審査する義務を負う点にご留意ください。すべての請求の範囲について調査報告が作成されていない場合には ([PCT 第 17 条\(2\)\(a\)](#))、国際予備審査の請求をしても、その請求の範囲について効果を生じません。

IPEA は、国際予備審査の終了時に、特許性に関する国際予備報告第 II 章 (IPRP II – International Preliminary Report on Patentability, Chapter II) (国際予備審査報告 (IPER – International Preliminary Examination Report) と呼ばれる) を作成します。各国内官庁は、この報告に拘束されるものではありませんが、肯定的な評価を得ることで、国内手続を円滑に進められるだけでなく、[特許審査ハイウェイ](#) (PPH – Patent Prosecution Highway) の参加庁において、出願処理の迅速化が可能となります。

このトピックに関する追加情報は、過去の PCT ニュースレターの以下のバックナンバーに掲載された実務アドバイスをご参照ください。

- [2026 年 2 月号](#): 国際予備審査を請求した後の PCT 第 34 条に基づく補正書の提出
- [2021 年 9 月号](#): 国際出願の早期国内段階手続の申請
- [2020 年 9 月号](#): 第三者による国際予備審査の一件書類中の情報の利用
- [2019 年 6 月号](#): (PCT 規則 69.1(A) の修正を受けて考慮すべき) 国際予備審査開始のタイミング
- [2010 年 4 月号](#) 及び [2010 年 5 月号](#): 国際予備審査を請求するか否かの決定を行う際に考慮すべき要素 パート 1 と 2

また、第 II 章の手続に関する詳細な説明は、PCT 出願人の手引の[国際段階の概要](#)、第 10 章をご参照ください。

PCT ニュースレター読者の皆様からの「実務アドバイス」のトピック案を募集しています。ご提案いただいたすべてのトピックスを掲載できるとは限りませんが、ご意見は真摯に検討させていただきます。ご意見・ご要望は pct.newsletter@wipo.int までお送り下さい。